

## 論 点

## (銀行・証券の連携強化について)

## 1．基本認識

市場機能を中核とする金融システムに再構築していくためには、金融業のビジネスモデルを変革していく必要がある。銀行（以下預金取扱い金融機関という意味で用いる）が、貸出を組成するのは当然であるが、いったん取った信用リスクを、そのリスクに見合ったリターンを確保しないまま、いつまでもバランスシートに抱えている事態が不良債権問題の深刻化につながっており、リスクを適正に値づけして機関投資家など他の主体に移転していくことが望ましい。实体经济のリスクが銀行に集中してしまっている現状から脱却するためには、貸出先との長期的関係に拘泥することなく、貸出の組成機能、その証券化機能、証券化商品に伴う事務処理機能といった分化を促し、市場の価格形成やリスク配分のメカニズムを活用していくべきである。

一方、ビッグバン改革を経て証券会社のビジネスモデルも多様化した、未だ普通の個人が証券投資し、普通の中小企業が市場から資金調達する状況にはなっていない。これまで、銀行、証券会社、保険会社（さらには郵便局）といった業態と、その利用者との関係がある程度固定的だったとすれば、むしろ市場中心のマネーフロー構造に変革し、金融システムにとっての望ましい資金・リスク配分を可能にする観点から、業態と利用者との関係を流動化させるべきではないか。証券会社のビジネスとして、富裕層と優良企業を対象に堅実に経営するモデルや、デイトレーダーの欲求に正面から対応していくモデルは当然あって然るべきだが、普通の個人、普通の中小企業が市場参加するためには、普通の個人にとって最もなじみのある窓口であり、普通の中小企業の業務や財務、経営者や社員の能力・意欲を最も熟知している銀行が、証券会社まで誘導することが望ましいのではないか。

## 2．現行制度の今日的意味

戦後、米国のグラス・スティーガル法にならって証券取引法第65条を導入した時代、及び65条の枠組みを前提に銀行の証券業務を子会社方式によ

り導入した時代に比べると、金融システムをめぐる環境は大きく変化した。例えば、銀行経営に対するセーフティネットは格段に整備され、システムリスクを回避できる体制となっている。また既述のとおり、業態の如何を問わず、市場機能を活用することが、金融ビジネスとして必須の課題になっている。

一方、依然として金融システムにおける資金仲介の大宗を担っているのは銀行であり、65条の根拠となった利益相反や銀行の優越的地位の濫用の可能性は、今なお重要な論点である。また、金融分野における個人情報保護の必要性はますます高まっている。米国でも、銀行の証券業務は子会社方式により普及し、子会社業務の自由化がグラム・リーチ・ブライリー法により完了したが、銀行本体で広範囲に証券業務を行うことに対しては、依然として慎重な姿勢がとられている。

以上に加え、銀行がその規模を問わず、不良債権問題を解決して国民の信頼を回復していくことが先決となっている現在、業務範囲の根幹に関わるような見直しを行う時期にはないのではないか。一方、日本では、ほとんどの地域銀行や信用金庫などは証券子会社を有していないという事情も考慮する必要があるのではないか。

### 3．証券仲介業

銀行を除く形で導入し、未だ施行に至っていない証券仲介業の範囲を現段階で見直して銀行を加えることは、政策として拙速にすぎるとの指摘がある。また、これまで銀行が行えないことを前提に証券仲介業に参入するプランを立ててきた者にとって、前提条件の変更になってしまうことも事実である。

一方、銀行による証券仲介業の導入は、顧客にとって、ワンストップ・ショッピングのニーズに応え、利便性が高まる。

投資経験のない銀行顧客層の市場参加を促し、新たな裾野の拡大が期待できる（銀行による株式投資信託の販売は、総残高の約半分に到達）。

さまざまな規模の銀行と証券会社による、さまざまなタイプの連携は、それ自体顧客の利便性を高めるが、とりわけ証券会社の店舗が少ない地域におけるアクセスの改善になる。

といったメリットがある。あわせて、銀行が貸出先中小企業に対し市場調達

や株式公開に向けたアドバイスを行うとか、公開可能な貸出先企業を引受証券会社に紹介するといった市場誘導業務（これまでフィービジネスとしては65条に抵触すると観念されてきた業務）を行うことにより、銀行と証券会社が連携して、市場機能を中核とする金融システムに向けた大きな流れを造りだせるのではないか。換言すれば、一般事業会社にできることを、銀行にだけ制度的にできないままにしておくことは、もはや国民に対して説明できない段階にきているのではないか。

以上の政策としての意義にかんがみれば、銀行であるがゆえに必要となる有効な弊害防止措置を条件に、証券仲介業の業種制約を撤廃し、グリーンシート等の制度整備その他の今回の審議会報告に係る政策とあわせて、次期通常国会で所要の法的手当を行うべきではないか。

#### 4．弊害防止措置の方向性

銀行が証券仲介業を行うこととする場合は、現行法の枠組みでも、銀行業務により知り得た発行者に関する情報を利用して勧誘する行為や金銭を貸し付けることを条件に勧誘する行為などが禁止されることになるが、銀行の場合、特に貸出部門との利益相反の可能性が高いことにかんがみれば、人的・組織的分離や非公開情報の授受についての内部管理などが的確に行われる体制を担保するために、行政として認可する仕組みとしてはどうか。また、市場調達資金の用途についての開示や、貸出と証券取引の抱き合わせ的行為などについては、現在の銀行と証券子会社との弊害防止措置を踏まえて手当することとしてはどうか。

投資家保護のためには、共同店舗の場合と同様、窓口区分などの誤認防止措置が必要ではないか。また、個人情報の目的外利用の範囲は国際的課題となっており、同意を得るための方法などにつき、近く再開される金融審議会特別部会において、十分に検討すべきではないか。